

4 県内外の主な動き

(国の動き)

平成 11 (1999) 年 6 月に男女共同参画社会基本法が施行され、同法に基づき平成 12 (2000) 年 12 月に男女共同参画基本計画が、平成 17 (2005) 年 12 月には「第 2 次男女共同参画基本計画」がそれぞれ閣議決定されました。「第 2 次男女共同参画基本計画」には、重点事項として 2020 年 (平成 32 年) までに、社会のあらゆる分野において指導的地位に女性が占める割合が少なくとも 30% 程度になるように期待し、各分野における取組を促進することや、男性も含めた働き方の見直しなどの 10 項目が盛り込まれました。

平成 19 (2007) 年 12 月には、「仕事と生活の調和推進官民トップ会議」において、「仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バランス) 憲章」と「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定されました。さらに、平成 22 (2010) 年 6 月には、施策の進捗や経済情勢の変化を踏まえ、憲章・行動指針に新たな視点や取組が盛り込まれた改定案が合意され、仕事と生活の調和の実現に向けて一層積極的に取組を進めることとされました。

平成 21 (2009) 年は、男女共同参画社会基本法が制定されて 10 年、女子差別撤廃条約の採択から 30 年という節目の年であり、8 月には国連の女子差別撤廃委員会が条約にかかる日本の取組状況について最終見解を出し、政治的・公的活動への女性の参画を拡大するための取組の強化等が求められました。なお、平成 23 (2011) 年 8 月には、女性差別撤廃委員会の最終見解においてフォローアップを求められた特定の勧告に対する取組の現状が、日本政府コメントとして提出されています。

平成 22 (2010) 年 12 月、社会情勢の変化や経済社会のグローバル化などに伴う課題を解決するとともに、男女共同参画社会の形成が一層加速されるよう、実効性のあるアクションプランとして「第 3 次男女共同参画基本計画」が閣議決定されました。この計画には、「政策・方針決定過程への女性の参画の拡大」や「男性、子どもにとっての男女共同参画」、「男女の仕事と生活の調和」など男女共同参画を推進する 15 の重点分野が掲げられました。

(男女共同参画社会実現に向けた総合的な取組の推進)

男女共同参画の推進に関する条例は、平成 24 (2012) 年 4 月 1 日現在、全国で 46 都道府県、20 政令指定都市で制定されています。

三重県では、平成 12 (2000) 年 10 月に三重県男女共同参画推進条例を制定しています。これは全国で 4 番目の制定であり、人権条例がある県として初めての制定

4 県内外の主な動き

でした。平成 14（2002）年 3 月には男女共同参画施策を総合的、計画的に実施するための指針となる「三重県男女共同参画基本計画」を策定（平成 19（2007）年一部改訂）し、この計画を推進するため、「実施計画（第 1 次～第 3 次）」を策定して取り組んできました。

平成 23（2011）年 3 月には、社会経済情勢の変化に対応しつつ、県民、事業者、市町等の多様な主体との連携・協働により男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、男女共同参画社会の実現を図るため、その指針となる「第 2 次三重県男女共同参画基本計画」を策定しました。この計画には、社会のあらゆる分野で 2020 年までに指導的地位に女性が占める割合を少なくとも 30% 程度とするため、効果的な取り組みを進めることや、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進など 7 項目を重点項目として掲げました。また、平成 24（2012）年 3 月には、この計画を着実に推進するため、「第一期実施計画」を策定し、取り組みを進めているところです。

県内の市町における条例は、2012 年（平成 24 年）4 月 1 日現在で津市、四日市市、伊勢市、松阪市、桑名市、鈴鹿市、名張市、尾鷲市、亀山市、鳥羽市、いなべ市、伊賀市、多気町の 12 市 1 町で制定されています。また、基本計画については 14 市 9 町が策定しており、数市町において条例制定及び基本計画策定が検討されています。

（政策・方針決定過程への男女共同参画の推進）

国会議員に占める女性の割合は、衆議院においては 10.9%（52 名）、参議院においては 18.2%（44 名）となっています。（2012 年（平成 24 年）7 月 31 日現在）

三重県議会の女性議員は 3 名（5.9%）であり、市町議会議員については 69 名（12.5%）となっています。（2012 年（平成 24 年）4 月 1 日現在）

国において、「女性の参画加速プログラム」が策定されていることを受け、三重県においても、引き続きあらゆる分野における女性の参画を加速するため、その課題を整理し、さまざまな関係機関が連携し取組を進めていきます。

（働く場等、さまざまな分野における男女共同参画の推進）

人口減少や少子高齢化の進行に伴い、15 歳から 64 歳までのいわゆる「生産年齢人口」の比率が今後さらに減少していくと予想される中、女性や若者、高齢者などの就労を促進することは社会の活力の維持・発展を促すことにもつながります。中

でも、女性はいわゆる「M字カーブ」に関する問題に見られるように男性に比べその潜在能力を十分に発揮しているとはいえない状況です。

国においては、平成 24（2012）年 6 月に女性の活躍による経済活性化を推進する関係閣僚会議が開催され、『「女性の活躍促進による経済活性化」行動計画～働く「なでしこ」大作戦～』が取りまとめられ、男性の意識改革やワーク・ライフ・バランスを推進するための国民運動の展開などが盛り込まれました。

三重県においても、男女が共にやりがいや充実感を持って働きながら、家庭や地域における生活も大切にできるワーク・ライフ・バランスの実現が可能となるよう取組を進めていきます。

（家庭・地域における男女共同参画の推進）

平成 23（2011）年の合計特殊出生率は、前年と同じく全国で 1.39（三重県は 1.47）となり、中長期的な少子化傾向は依然として続いています。

平成 17（2005）年 4 月に「次世代育成支援対策推進法」が施行され、地方公共団体および事業主は、次世代育成支援対策に関する目標や目標達成のために講じる対策・時期などを設定した行動計画を策定し、計画に基づいた取組を実施することとされました。

平成 22（2010）年 6 月には「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（育児・介護休業法）が改正され、子育て期間中の労働者のための短時間勤務制度の設立の義務化などが盛り込まれました。また、平成 24 年（2012）年 7 月からは、一部の制度の適用が猶予されていた 100 人以下の企業にも全面適用されることとなりました。

三重県においても、平成 17（2005）年 3 月に「三重県次世代育成支援行動計画」を策定し、行政が行う環境整備とともに多様な主体の参画・協働・連携による「ささえあいの地域社会づくり」を進めてきましたが、その基本的認識を引き継ぎつつ、国の施策や社会環境等の変化を踏まえ、平成 22（2010 年）3 月に「第二期三重県次世代育成支援行動計画」を策定しました。

また、平成 23（2011）年 3 月には「三重県子ども条例」を制定しました。この条例は、子どもが豊かに育つことができる地域社会づくりに向けて、地域の多様な主体がともに連携、協働して取り組むために必要な事項を規定しようとするものであり、これらにより子どもの権利が尊重される社会の実現を目指しています。

(男女共同参画を阻害する暴力等への取組)

夫婦や恋人など親密な間柄にある男女間の暴力（ドメスティック・バイオレンス：DV）は重大な人権侵害であるとして、平成 13（2001）年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（DV防止法）が制定、施行されました。平成 16（2004）年 12 月には改正DV防止法の施行、平成 20（2008）年 1 月には二度目の改正法が施行され、保護命令制度が拡充されるなど内容や制度が充実されてきています。しかしながら、平成 23 年度（2011）年度の全国の配偶者暴力相談支援センターに寄せられた相談は 82,099 件で年々増加しており、DVを取り巻く状況の深刻さがうかがえます。

三重県の平成 23（2011）年度に女性相談所等に寄せられた相談件数は 987 件となっています。これまで、平成 18（2006）年 3 月に「三重県DV防止及び被害者保護・支援基本計画」（DV防止計画）を策定し、平成 21（2009）年 3 月にはDV防止法の改正内容を踏まえ改定がなされ、DV防止と被害者の保護、自立に向けた支援と市町における取組促進のために全県的に取組を実施してきました。平成 23（2011）年 3 月には「第 2 次三重県男女共同参画基本計画」の策定にあわせDV防止計画を改定し、DV防止等についての若年層に対する対策強化など取組項目の追加、および事業の進捗状況を踏まえた数値目標の時点修正を行い、引き続きDVのない社会の実現を目指し、取り組んでいます。